

【事例2】暦年課税（一般税率及び特例税率）を適用する場合

私は、母から現金300万円、兄から上場株式500株の贈与を受けました。  
 母は直系尊属ですが、兄は直系尊属ではありません。平成28年1月1日において、私は20歳以上です。「一般税率」及び「特例税率」(注)を適用して暦年課税により申告します。  
 なお、私は、母(甲野花子)からの贈与について、初めて「特例税率」の適用を受けます。  
 (注)「一般税率」及び「特例税率」については、2ページを参照してください。

神奈川県 税務署長 平成29年2月21日提出 平成28年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書) F D 4 7 2 6

提出用 事務所 住所 〒×××-×××× (電話 ×××-×××-××××) 横浜市港北区〇〇△丁目×番×号

フリガナ コウノ ケイスケ

氏名 甲野 恵介

個人番号 又は 法人番号 〇〇〇〇〇〇××××××××

生年月日 3/4/2005/2/4 職業 自営業

税務署整理欄(記入しないでください。)

整理番号 名簿 補完 申告書提出年月日 財産細目コード 災害等延長年月日 出国年月日 死亡年月日

第一表 (平成28年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と一緒に提出してください。)

私は、租税特別措置法第70条の2の第5項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ) 申告者との続柄・生年月日

住所 目黒区〇〇△丁目×番×号

種類 現金、預貯金等

取得した財産の明細 数量 単価 価額

財産を取得した年月日 平成28年09月28日

フリガナ コウノ ハナコ

氏名 甲野 花子

続柄 2 (直系尊属) 父母 祖父母 父母以外

生年月日 3/16/11/04

住所 目黒区〇〇△丁目×番×号

フリガナ

氏名

生年月日

特別贈与財産の価額の合計額(課税価格) ① 3000000

住所 世田谷区〇〇△丁目×番×号

種類 有価証券 上場株式等

取得した財産の明細 数量 単価 価額

財産を取得した年月日 平成28年01月14日

フリガナ コウノ タケシ

氏名 甲野 武

続柄 8 (直系尊属) 父母 祖父母 父母以外

生年月日 3/40/12/24

住所 千代田区〇〇町×丁目×番×号 △△証券△△支店

フリガナ

氏名

生年月日

一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ② 1500000

配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、... 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。(最高2,000万円) (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てられた部分の金額の合計額) ③

【合計欄】 暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③) ④ 4500000

基礎控除額 ⑤ 1100000

⑤の控除後の課税価格 (④-⑤) ⑥ 3400000

⑥に対する税額 (贈与税の速算表)を使用して計算します。 ⑦ 416666

外国税額の控除額 ⑧

医療法人持分税額控除額 ⑨

差引税額 (⑦-⑧-⑨) ⑩ 416666

相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の⑫の金額の合計額) ⑪

相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の⑬の金額の合計額) ⑫

課税価格の合計額 (①+②+③) ⑬ 4500000

差引税額の合計額 (納付すべき税額)の増加額 (⑩+⑫) ⑭ 416600

農地等納税猶予税額 ⑮

株式等納税猶予税額 ⑯

医療法人持分納税猶予税額 ⑰

申告期限までに納付すべき税額 (⑬-⑭-⑯-⑰) ⑱ 416600

この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額 (納付すべき税額)の増加額 ⑲

申告期限までに納付すべき税額の増加額 ⑳

⑦欄の税額の計算方法等については、申告書第一表(控用)の裏面をご確認ください。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印 確認者印

(資5-10-1-1-A4統一)

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

転記します。

「特例贈与財産」(2ページ参照)及び「一般贈与財産」(2ページ参照)の両方を贈与により取得し、「特例税率」及び「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、86ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」の「○特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)」により贈与税額を計算します。

なお、この「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」は、申告書と併せて提出する必要はありません。

### 贈与税(暦年課税)の税額の計算明細

(注) この計算明細は、贈与税(暦年課税)の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません(申告書と併せて提出する必要はありません)。

「確定申告書等作成コーナー」の贈与税の申告書作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

#### ● 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	㉑	3,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	㉒	1,500,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	㉓	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【㉑+㉒-㉓】 (申告書第一表の④の金額)	㉔	4,500,000円
基礎控除額	㉕	1,100,000円
㉔の控除後の課税価格【㉔-㉕】 (申告書第一表の⑥の金額)	㉖	3,400,000円
㉖の金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。	㉗	410,000円
特例贈与財産に対応する税額 【㉗×㉑/㉔】	㉘	273,333円
㉖の金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。	㉙	430,000円
一般贈与財産に対応する税額 【㉙×(㉒-㉓)/㉔】	㉚	143,333円
税額(㉘+㉚) (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	㉛	416,666円

(例) 特例贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合

特例贈与財産の価額(㉑)と一般贈与財産の価額(㉒)の合計額(㉔)から基礎控除額(㉕)を控除した課税価格(㉖)に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】を使用して計算した税額(㉗・㉙)について、それぞれ(1)及び(2)のとおり按分計算し、その合計額(㉛)を計算します。

- 特例贈与財産に対応する税額(㉘及び㉘欄の計算)  
 $13,900,000円 \times 40\%$  (特例税率) - 1,900,000円 (控除額) = 3,660,000円  
 $3,660,000円 \times (5,000,000円 / 15,000,000円)$  = 1,220,000円 (注) 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- 一般贈与財産に対応する税額(㉙及び㉙欄の計算)  
 $13,900,000円 \times 45\%$  (一般税率) - 1,750,000円 (控除額) = 4,505,000円  
 $4,505,000円 \times (10,000,000円 - 0円 / 15,000,000円)$  = 3,003,333円 (注) 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- 贈与税額の計算(㉛欄の計算)  
 $1,220,000円 + 3,003,333円 = 4,223,333円$

#### 【速算表(特例贈与財産用)】

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限り)が、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

#### 【速算表(一般贈与財産用)】

「特例税率」の適用がない財産(「一般贈与財産」といいます)に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(一般税率)	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

特例贈与財産の価額(㉑3,000,000円)と一般贈与財産(㉒1,500,000円)の合計額(㉔4,500,000円)から基礎控除額(㉕1,100,000円)を控除した課税価格(㉖3,400,000円)に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた税率及び控除額を使用して計算した税額(㉗410,000円・㉙430,000円)について、それぞれの財産に対応する税額(㉘273,333円・㉚143,333円)を計算し、その合計額(㉛416,666円)を計算します。